

別添

## 消防設備保守点検業務仕様書

- 1 委託業務の名称 消防設備保守点検業務（衛生環境研究所ほか）（以下「本業務」という。）
- 2 委託業務の場所 東伯郡湯梨浜町南谷ほか  
本業務に係る対象施設は別表1のとおり（以下「委託対象施設」という。）
- 3 委託業務の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 委託業務の内容
  - (1) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定による保守点検を行う。
  - (2) 非常用照明設備及び防火ダンパーについては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定による保守点検を行う。  
なお、点検頻度は非常用照明設備を年1回、防火ダンパーを年2回とする。
  - (3) 本業務に係る点検対象は、別表2「消防設備機器一覧」の区分（以下「委託設備」という。）とする。
- 5 一般共通事項
  - (1) 諸法規の遵守  
本業務に適用される関連法令を遵守すること。  
また、鳥取県環境管理システムの環境方針に沿って、環境負荷の低減に努めるとともに省資源、省エネルギーに配慮すること。
  - (2) 業務仕様  
本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（令和5年版）（以下「共通仕様書」という。）による。
  - (3) 業務責任者  
受注者は、契約締結後7日以内に4の（1）の業務を行うことが可能な資格を有するものを業務責任者として選任し、その氏名を業務責任者選任（変更）通知書（仕様書様式第1号）により発注者に通知すること。  
なお、業務責任者を変更したときも同様とする。
  - (4) 業務担当者  
受注者は、本業務のうち資格による作業規制のあるもの（ただし、4の（2）の業務に係るものを除く。）についてはその資格を有する業務担当者を配置して作業を行わなければならない。  
なお、業務担当者の配置替え等を行うときは、業務処理能力の低下その他支障の生ずることのないよう配慮して行うこと。
  - (5) 業務計画書等
    - ア 受注者は、本業務実施1カ月前に業務計画書を契約条項第8条で定める業務管理担当者（以下「業務管理担当者」という。）に2部提出し、承諾を得ること。（参考様式1から3を参照のこと。）
    - イ 受注者は、委託設備の保守点検を実施する2週間前までに、契約条項第8条で定める各施設の管理担当者（以下「各施設の管理担当者」という。）に作業計画書（共通仕様書第1編第1章第2節1.2.2による。）を1部提出し、承諾を得ること。
- 6 業務内容
  - (1) 保守点検内容
    - ア 本業務内容は4に示すものであり、詳細は共通仕様書による。  
また、受注者は委託設備の機能保全のため業務担当者を派遣し、保守点検を行うこと。

イ 施設の委託設備の内容、設置位置を自ら確認し、適法に点検を行うこと。

なお、これに必要な施設の保管している既存資料（各種図面、関係届出書類）については、施設の管理担当者において閲覧に供するので受注者において確認すること。

ウ 本仕様書に示されていない場合（委託設備の数量が異なる場合を含む。）であっても、4（1）及び（2）の業務内容を満たすために当然含まれていると認められる保守点検については、受注者の負担において実施すること。ただし、配管、ホース、消火器を含めた容器の耐圧試験、もしくは工事等により委託設備の大幅な数量変更があった場合を除く。

エ 施設が実施する防火研修会及び避難訓練において、以下のとおり技術的援助を行うこと。

（ア）防火研修会における避難器具、消火器、屋内消火栓等の使用方法の説明（実技指導を含む。）

（イ）避難訓練における警報器、自動放送等の作動並びに避難器具による実地訓練の指導及び安全確認

## （2）保守点検方法

ア 委託設備の点検は下記の期間内に実施すること。

（ア）機器点検及び総合点検、非常用照明点検 前期（4月1日から9月30日まで）

（イ）機器点検 後期（10月1日から翌年3月31日まで）

イ 点検の日程は事前に施設の管理担当者と協議して決定し、点検実施前に各施設の管理担当者へ点検業務計画表を提出すること。

なお、その際にアの実施期間が変更になった場合は業務管理担当者に報告すること。

## （3）不具合発見時の対応

保守点検時に委託設備の不具合を発見した場合は、各施設の管理担当者に報告するとともに、本業務の範囲内で対応できるものについては、委託設備の工事及び整備資格を有する者により原因の特定及び復旧を行うこと。

なお、修理又は部品の取替えが事前に想定されるものについては、各施設の管理担当者へ事前に報告すること。（費用等については、軽微なものを除き別途協議とする。）

## （4）臨機の対応

点検時に災害、事故、故障等の緊急事態が発生した場合又は委託設備の故障発生時に業務管理担当者若しくは施設の管理担当者から要請のあった場合は、委託設備の工事及び整備資格を有する者に速やかに適切な処置をとらせ（ただし、軽微なものを除き、費用等については別途協議とする。）、その経緯を各施設の管理担当者に報告すること。

なお、予め上記のような緊急事態を備えるために要請のある場合も同様とする。

## （5）報告書等

ア 点検完了後には、各施設の管理担当者に消防用設備等点検結果報告書（平成16年消防法告示第9号及び昭和50年消防庁告示第14号に定める様式）を3部提出し、様式に定める押印を受けた後、2部は施設の管理担当者に、1部は業務管理担当者に提出すること。

なお4（2）に係る報告については、5（5）において様式を添付し、業務管理担当者から承諾を得たものを使用する。

イ 業務管理担当者への消防用設備等点検結果報告書の提出は各期の業務完了通知書とともに提出すること。

ウ 不良箇所については、点検終了時に点検結果についての説明を行うとともに、その詳細を消防用設備等点検結果報告書とは別に報告書（様式は自由）を示すこと。

エ （1）のイにおいて委託設備の現況を確認した後、委託設備の配置を示した図（平面図、図示方法は発注者と受注者が別途協議する。）を、本業務の最初の半期に業務管理担当者へ提出すること。

また、提出以後に委託設備の内容について変更があった場合は、その都度当該図を修正して業務管理担当者へ提出すること。

## （6）業務完了通知書、検査及び業務委託料の支払

ア 受注者は、契約条項別記2に示す各半期（以下「各半期」という。）の業務完了後、20日以内に業務完了通知書（仕様書様式第2号）を発注者に提出し、発注者の検査を受けること。

イ アの検査に合格した通知を受けた後、受注者は発注者に当該半期に係る請求書（本業務の名

称、当該半期の期間を記載すること。)を速やかに提出し、発注者は正当な請求書を受理してから30日以内に、受注者に請求に係る業務委託料を支払う。

ウ 本業務の業務期間中に本業務に係る契約金額を変更した場合は、変更契約書で定めた金額とする。

エ 各半期の請求金額は、本業務に係る契約金額を6で除した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

なお、各半期の請求金額の合計金額が本業務に係る契約金額に満たない場合は、当該不足額を最初年度の前期の請求時に併せて請求すること。

## 7 その他

### (1) 業務留意事項

ア 受注者は、本業務の実施に当たっては施設の運営等に支障を生じないように、作業日時、作業内容、作業方法等を施設の管理担当者と十分協議するとともに、作業中の事故等の防止に努めること。

イ 作業を行う上で、既存部分に汚染又は損傷の恐れのある場合は適切な方法で養生を行い、作業完了後には作業部分の後片付け及び清掃を行うこと。

ウ 高所その他危険を伴う作業については、仮設を十分に整えた上で実施すること。なお、当該費用については受注者の負担とする。

### (2) 業務の引継ぎ

本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除により本業務の受注者が変更になった場合は、新たな受注者に対し、保守点検、修繕等の計画、記録等を引継ぎ、本業務に支障のないように努めること。

なお、本業務の引継ぎに係る費用の一切は受注者の負担とする。

### (3) 疑義

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、業務管理担当者等と受注者が協議して定める。

(別表 1)

## 委託対象施設

[衛生環境研究所ほか]

委託対象施設名称	所在地
衛生環境研究所	東伯郡湯梨浜町南谷 526-1
栽培漁業センター	東伯郡湯梨浜町大字石脇 1166

※委託対象施設には、各施設の敷地内施設を含む。

(別表2)

## 消防設備機器一覧

[衛生環境研究所ほか]

区分	分類等	1	2	合計
		衛生環境研究所	栽培漁業センター	
消火器	泡消火器 10型			
	泡消火器 100型			
	粉末消火器 加圧式	48	11	59
	粉末消火器 車載式		1	1
	粉末消火器 蓄圧式		28	28
	強化液消火器 蓄圧式			
	二酸化炭素消火器 5型			
	二酸化炭素消火器 7型			
	二酸化炭素消火器 10型			
	二酸化炭素消火器 50型以上			
ハロゲン化物消火器 小型				
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1		1
	制御盤	1		1
	消火栓	10		10
	起動用スイッチ	11		11
	表示灯	10		10
	音響装置	10		10
	表示盤			
	水源(貯水槽, 給水装置, バルブ類等)	1		1
	呼水装置	1		1
	※1 ホースの耐圧性能			
屋外消火栓設備	加圧送水装置			
	制御盤			
	消火栓			
	起動用スイッチ			
	表示灯			
	音響装置			
	表示盤			
	水源(貯水槽, 給水装置, バルブ類等)			
	呼水装置			
	※1 ホースの耐圧性能			
スプリンクラー設備	加圧送水装置			
	起動装置			
	ヘッド			
	制御盤			
	流水検知装置			
	表示盤			
	呼水装置			
	送水口			
	圧力スイッチ			
	一斉開放弁			
一次圧調整弁				
水源(貯水槽, 給水装置, バルブ類等)				
補助散水栓				
手動開放弁				
※2 末端試験弁				
※2 コンピュータ, 制御盤, 現地操作盤, 感知器, 電磁弁等				
運動又は放水試験				
水噴霧消火設備	泡消火薬剤貯蔵槽(操作部を含む)			
	加圧送水装置			
	起動装置			
	ヘッド			
	制御盤			
	流水検知装置			
	圧力スイッチ			
	一斉開放弁	界面活性剤用 蛋白泡用		
	泡消火薬剤混合装置			
	泡放射用器具格納箱	非内蔵 内蔵		
表示盤				
手動開放弁				
呼水装置				
※1 水源(貯水槽, 給水装置, バルブ類等)				
※1 ホースの耐圧性能				
※3 発泡試験				
※3 放水試験				
※3 廃液処理				
泡消火設備	泡消火薬剤貯蔵槽(操作部を含む)			
	加圧送水装置			
	起動装置			
	ヘッド			
	制御盤			
	流水検知装置			
	圧力スイッチ			
	一斉開放弁	界面活性剤用 蛋白泡用		
	泡消火薬剤混合装置			
	泡放射用器具格納箱	非内蔵 内蔵		
表示盤				
手動開放弁				
呼水装置				
※1 水源(貯水槽, 給水装置, バルブ類等)				
※1 ホースの耐圧性能				
※3 発泡試験				
※3 放水試験				
※3 廃液処理				

(別表2)

## 消防設備機器一覧

[衛生環境研究所ほか]

区分	分類等	1	2	合計	
		衛生環境研究所	栽培漁業センター		
二酸化炭素消火設備 (二酸化炭素、窒素ガス、16541,1655)	消火剤貯蔵容器				
	容器弁開放装置	電磁式 ガス圧式			
	起動用ガス容器				
	起動用操作函				
	音響装置				
	連動盤	5回線以下 1回線増す毎に (回線数)			
		5回線以下 1回線増す毎に (回線数)			
	継電器盤	5回線以下 1回線増す毎に (回線数)			
		5回線以下 1回線増す毎に (回線数)			
	音声盤				
	表示盤				
	電源装置				
	圧力スイッチ				
	不還弁				
	開口部自動閉鎖装置				
	放出表示灯函				
	選択弁				
	ヘッド				
	ホースリール				
	作動試験				
	放出試験				
	※4	容器搬入			
	ハロゲン化物消火設備 (ハロン1301, HFC227ea, HF23)	消火剤貯蔵容器			
容器弁開放装置		電磁式 ガス圧式			
起動用ガス容器					
起動用操作函					
音響装置					
連動盤		5回線以下 1回線増す毎に (回線数)			
		5回線以下 1回線増す毎に (回線数)			
継電器盤		5回線以下 1回線増す毎に (回線数)			
		5回線以下 1回線増す毎に (回線数)			
音声盤					
表示盤					
電源装置					
圧力スイッチ					
不還弁					
開口部自動閉鎖装置					
放出表示灯函					
選択弁					
ヘッド					
ホースリール					
作動試験					
※5		放出試験(窒素ガス・空気)			
粉末消火設備		粉末タンク(操作部を含む)			
		加圧用窒素容器			
	起動用ガス容器				
	容器弁開放装置	電磁式 ガス圧式			
	起動用操作函				
	※6	薬剤点検			
	ホースリール				
	音響装置				
	連動盤	ガス圧式 1回線増す毎に (回線数)			
		5回線以下 1回線増す毎に (回線数)			
	継電器盤	5回線以下 1回線増す毎に (回線数)			
		5回線以下 1回線増す毎に (回線数)			
	音声盤				
	表示盤				
	電源装置				
	圧力スイッチ				
	不還弁				
	開口部自動閉鎖装置				
	放出表示灯函				
	選択弁				
	ヘッド				
	作動試験				
	※5	放出試験(窒素ガス・空気)			
動力消防ポンプ設備 (軽可搬)	※1	ポンプ作動試験			
		水源及び給水装置			
		ポンプ			
		車台又は搬送装置			
		内燃機関			
		付属品			
		ホースの耐圧性能 放水走行試験			

(別表2)

## 消防設備機器一覧

[衛生環境研究所ほか]

区分	分類等	1		2		合計	
		衛生環境研究所		栽培漁業センター			
自動火災報知設備	受信機P型1級	19回線以下		1		1	
		10回線以内増す毎に (回線数)		(12/20)			
	受信機P型2級	—					
	副受信機	19回線以下	1		1		2
		10回線以内増す毎に (回線数)			(12/20)		
	差動式分布型 感知器	50個まで					
		51個から100個まで 101個以上 (合計個数)					
	差動式又は補償式 スポット型	50個まで	7		39		46
		51個から100個まで 101個以上 (合計個数)	(7)		(39)		(46)
	定温式スポット型 感知器	50個まで	15		26		41
		51個から100個まで 101個以上 (合計個数)	(15)		(26)		(41)
	定温式スポット型感知器(防爆形)	50個まで	3				3
		51個から100個まで	50		3		53
	煙感知器	101個から150個まで	50				50
		151個以上 (合計個数)	48				48
	二信号式煙感知器	50個まで					
		51個から100個まで 101個以上 (合計個数)					
	熱(定温)煙複合式 感知器	50個まで					
		51個から100個まで 101個以上 (合計個数)					
	赤外線・紫外線 ・炎感知器	50個まで					
		51個から100個まで 101個以上 (合計個数)					
	光電式分離型感知器(受光部と送光部)						
	アナログ式 熱感知器	50個まで	50				50
		51個から100個まで 101個以上 (合計個数)	5				5
	アナログ式 煙感知器	50個まで	50				50
		51個から100個まで 101個以上 (合計個数)	50				50
	自動試験機能付 熱感知器	50個まで	1				1
		51個から100個まで 101個以上 (合計個数)	(1)				(1)
	自動試験機能付 煙感知器	50個まで					
		51個から100個まで 101個以上 (合計個数)					
	R型受信機	— (回線数)	1 (508)				1 (508)
	中継器		9				9
	P型1級発信機		15		12		27
P型2級発信機							
表示灯		15		12		27	
音響装置				12		12	
消火栓起動装置		1				1	
常用電源		1		1		2	
予備電源		1				2	
非常電源設備	自家発電設備	2				2	
	蓄電池設備	2				2	
ガス漏れ火災警報設備	受信機(個別)	19回線以下					
		10回線以内増す毎に (回線数)	(26/508)				
	受信機(多重)	30回線以下					
		1ユニット増す毎に (回線数)					
	表示盤	19回線以下					
		10回線以内増す毎に (回線数)					
	検知器(警報付き)	50個以下	50				50
		51個以上 (回線数)	13				13
	検知器(警報なし)	50個以下					
		51個以上 (回線数)	(63)				(63)
	中継器		23				23
	警報装置						
表示灯		23				23	
常用電源							
予備電源(受信機のみ)							

(別表2)

## 消防設備機器一覧

[衛生環境研究所ほか]

区分	分類等	1	2	合計		
		衛生環境研究所	栽培漁業センター			
漏電火災警報装置	電源					
	受信機					
	音響装置					
	変成器					
	漏洩電流検出状況及び音響装置					
消防機関へ通報する火災警報装置	機器					
非常警報設備	(1)自動サイレン又は非常ベル	操作部(電源部)				
		起動装置(発信機、押しボタン)				
		音響装置				
		表示灯				
(2)放送設備	増幅器操作部	200W以下	1	1		
		100W増寸毎に	1	1		
		(W数)	(240w)			
	スピーカー回線	自動火災報知設備連動	1	1		
		スピーカー 50個まで	50	50		
		51個から100個まで	50	50		
		101個以上	28	28		
		(合計個数)	(128)	(128)		
	音量調整器	126	126			
	遠隔操作機					
	起動装置	押しボタン	1	1		
	非常電話					
常用電源	1	1				
非常電源	1	1				
誘導灯及び誘導標識	誘導灯	50灯以下	42	42		
		51灯から100灯まで				
		101灯以上				
	(合計個数)	(42)	(42)			
	誘導灯信号装置	1	1			
誘導標識	1	1				
避難器具	緩降機	建築物の地上階数 3以下				
		建築物の地上階数 4				
		建築物の地上階数 5				
		建築物の地上階数 6				
		建築物の地上階数 7				
		建築物の地上階数 8				
		建築物の地上階数 9				
		建築物の地上階数 10				
		建築物の地上階数 11				
		梯子	建築物の地上階数2	ロープ又は金属		
			固定			
	梯子	建築物の地上階数3	ロープ又は金属			
		固定				
	梯子	建築物の地上階数4				
		建築物の地上階数5				
		建築物の地上階数6				
	※7 簡易はしご	救助袋	建築物の地上階数3			
			垂直式			
			斜降式			
			建築物の地上階数4			
			垂直式			
			斜降式			
			建築物の地上階数5			
垂直式						
斜降式						
建築物の地上階数6						
垂直式						
斜降式						
建築物の地上階数7						
垂直式						
斜降式						
建築物の地上階数8						
垂直式						
斜降式						
建築物の地上階数9						
垂直式						
斜降式						
建築物の地上階数10						
垂直式						
斜降式						
建築物の地上階数11						
垂直式						
斜降式						
排煙設備	制御盤	10回線以下				
		11回線以上、1回線増す毎に追加				
	(回線数)	(20/508)				
	ダンパー (遠方復帰式)	50個まで	16	16		
		51個から100個まで				
101個以上						
(合計個数)	(16)	(16)				

(別表2)

## 消防設備機器一覧

[衛生環境研究所ほか]

区分	分類等	1		合計
		衛生環境研究所	栽培漁業センター	
排煙設備(続き)	ダンパー (手動復帰式)	50個まで		
		51個から100個まで		
		101個以上 (合計個数)		
	ダンパー(FD)		16	16
	排煙口	50個まで		
		51個から100個まで		
		101個以上 (合計個数)		
	防火戸ドア式S型	50枚まで	7	7
		51枚から100枚まで		
		101枚以上 (合計個数)	(7)	(7)
	防火戸ドア式W型	50枚まで		
		51枚から100枚まで		
		101枚以上 (合計個数)		
	防火戸ドア式 温度ヒューズ型	50枚まで		
		51枚から100枚まで		
	防火戸引き戸式 ウェイト閉鎖型	煙連動の場合		
		煙連動なしの場合		
	防火戸引き戸式 折りたたみ型	煙連動の場合		
		煙連動なしの場合		
	電動式シャッター (煙連動有り)	50枚まで		
		51枚から100枚まで		
		101枚以上 (合計個数)		
	電動式シャッター (煙連動なし)	50枚まで		
51枚から100枚まで				
101枚以上 (合計個数)				
手動式シャッター	50枚まで			
	51枚から100枚まで			
	101枚以上 (合計個数)			
可動垂れ壁	50枚まで			
	51枚から100枚まで			
	101枚以上 (合計個数)			
垂直降下式垂れ壁				
電気錠				
ハッチ (手動式以外)	50台まで			
	51台から100台まで			
	101台以上 (合計個数)			
ハッチ (手動式)	50台まで			
	51台から100台まで			
	101台以上 (合計個数)			
自然排煙口	50組まで			
	51組から100組まで			
	101組以上 (合計個数)			
排煙装置	モーターエンジン駆動			
	エンジン駆動			
	モーター駆動			
	起動盤			
消防用水	採水口			
	吸管投入口			
	標識			
	開閉弁			
連結送水管	※1	加压送水装置		
		操作盤		
		放水用器具格納箱		
		起動用スイッチ		
		表示灯		
		表示盤		
		送水口		
		放水口		
		ホースの耐圧性能		
		配管の耐圧性能		
		非常用電源による作動確認等		
		連結散水設備	加压送水装置	
操作盤				
起動装置				
ヘッド 100個当り				
選択弁				
二斉開放弁				
表示盤				
非常コンセント設備	单相 100V			
	3相 200V			
無線通信補助設備	保護箱			
	端子			
	増幅器			
	分配器			
	空中線			
	同軸ケーブル及び漏洩同軸ケーブル			
非常電源 (非常電源専用受電設備)	低圧受電設備			
	高圧受電設備	300kVA以下		
		300kVA超1000kVA以下		
	保護継電盤	過電流 地絡		
配線	絶縁抵抗測定及び 配線点検	---		
		3 (3)	1 (1)	4 (4)

## (別表 2)

## 消防設備機器一覧

[衛生環境研究所ほか]

区分	分類等	1	2	合計
		衛生環境研究所	栽培漁業センター	
パッケージ型消火設備	消火薬剤容器			
	加圧用窒素容器			
	起動装置			
	容器弁開放器			
	薬剤点検			
	ホースリール ノズル開閉弁			
非常照明 (バッテリー内蔵)	50灯以下	17	2	19
	51灯から100灯まで			
	101灯以上			
	(合計個数)	(17)	(2)	(19)
非常照明 (バッテリー別置型)	50灯以下	50		50
	51灯から100灯まで	50		50
	101灯以上	114		114
	(合計個数)	(214)		(214)
非常照明用蓄電池設備 (鉛蓄電池)	直流電源装置	24V以下		
		48V以下		
		100V以下		

- ※ 1 ホースの製造年の末日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。  
但しホースの耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合を除く。
- ※ 2 乾式に限る。
- ※ 3 一斉開放弁1個のものを示す。
- ※ 4 試験容器を用いて放出試験を行う場合は、容器搬入の歩掛りを1/2に低減する。  
放出試験の歩掛りは、容器1基当たりのもので、設置基数の10%を基準とするものである。
- ※ 5 容器の搬入及び搬出を含む。  
また本歩掛りは、容器1基当たりのもので、設置基数の10%を基準とするものである。
- ※ 6 加圧装置及び起動装置の点検を含む。
- ※ 7 簡易はしごとは、共同住宅の住宅ごとに設置されている簡易なはしごをいう。

(仕様書様式第1号)

## 業務責任者選任（変更）通知書

鳥取県知事

様

次のとおり業務責任者を選任（変更）したので通知します。

令和 年 月 日

受注者 住所  
名称  
代表者

委託業務の名称	
委託業務の場所	
業務期間	
業務責任者氏名	

※以下の書類を本書に添付すること。

- 1 受注者との雇用関係を証するもの（雇用保険被保険者証の写し等）  
（※健康保険被保険者証の写しの場合は、その被保険者等記号、番号等にマスキングを施すこと。）
- 2 消防設備点検する上で必要となる資格証の写し（消防設備士、電気主任技術者等）

(仕様書様式第2号)

## 業務完了通知書

鳥取県知事

様

次のとおり令和 年度 期の業務が完了したので通知します。

令和 年 月 日

受注者 住所  
名称  
代表者

委託業務の名称	
委託業務の場所	
業務期間 (令和 年度 期分)	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)
委託業務完了年月日	令和 年 月 日
業務委託料 (令和 年度 期分)	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の金額 円) 〔 円 〕 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の金額 円)

(参考様式1)

# 業 務 計 画 書

令和 年 月 日

受注者 住所

名称

代表者

業務責任者

印

## 目 次

### 1 委託業務概要

- (1) 委託業務の名称
- (2) 委託業務の場所
- (3) 委託業務の期間
- (4) 委託業務の内容
- (5) 委託対象施設・消防設備内訳

### 2 業務実施体制

### 3 故障・事故等の緊急時の連絡体制

### 4 作業要領

- (1) 点検項目及び内容等
- (2) 作業実施工程表  
(機器点検、機器点検及び総合点検等の実施予定月)
- (3) 業務担当者名簿及び所有資格一覧
- (4) 消防設備配置図作成方法
- (5) 建築基準法に係る設備（非常用照明・防火ダンパー）の報告様式

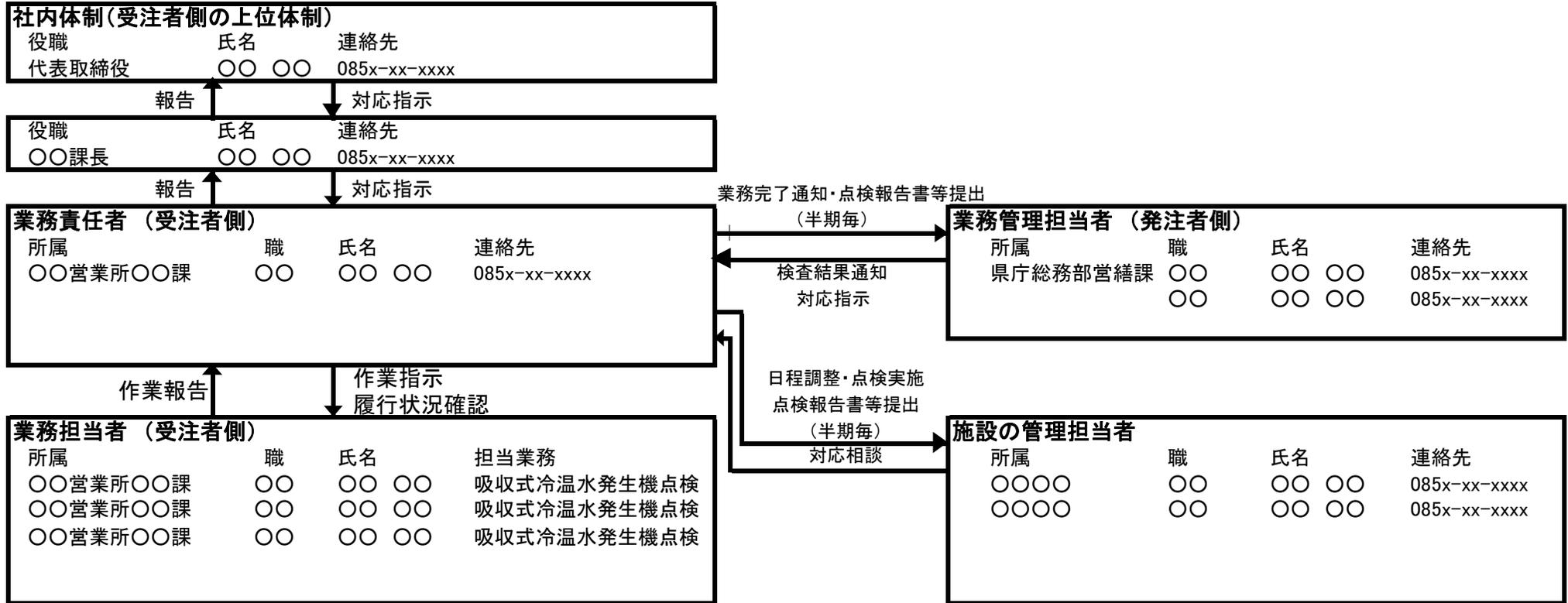
### 添付資料

- ・業務責任者、業務担当者の資格証の写し

## 2. 業務実施体制表

委託業務の名称：消防設備保守点検業務(〇〇〇〇)

受注者：〇〇〇〇〇〇



### 3. 緊急時の連絡体制

委託業務の名称：消防設備保守点検業務(〇〇〇〇)

受注者：〇〇〇〇〇〇

